**平成２５年（フ）第１９４号**
北海道河東郡音更町駒場南２条通５番地34
債務者　堀田　朝路
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月23日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

**平成２５年（フ）第５２０号**
静岡県浜松市西区舞阪町浜田742番地　カーサ・エテルノ103
債務者　東　　忠明
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第５２８号**
静岡県浜松市東区丸塚町184番地　コーポウエダ201
債務者　池田　信一
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２５年（フ）第５５９号**
栃木県宇都宮市石井町1813番地２
債務者　吉澤　裕幸
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第５７２号**
栃木県矢板市荒井616番地14、前住所栃木県矢板市荒井615番地14
債務者　木村　昌子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月17日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

**平成２５年（フ）第１２５９９号**
東京都江東区木場１丁目３－７―301
債務者　小林　繁明
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６１４号**
東京都豊島区南長崎２丁目２－９　アーバンヒルズ椎名町205号
債務者　下地　隆裕
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６２２号**
東京都板橋区成増３丁目10―21　ハイライズA202
債務者　西尾　　秀
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６３５号**
東京都江戸川区春江町３丁目34―４―501
債務者　高松榮龍こと　高　　榮龍
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６３６号**
東京都江戸川区江戸川１丁目20―203
債務者　新田　　博
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６３９号**
神奈川県相模原市南区上鶴間本町１丁目35―26―206
債務者　藤巻　未来（旧姓角田）
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６４０号**
東京都大田区久が原３丁目20―13―101
債務者　浦　　寛幸
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６４１号**
東京都目黒区中根２丁目５－６―303
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６５３号**
東京都葛飾区東水元２丁目１―12
債務者　武藤　昭夫
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６５４号**
東京都江戸川区興宮町５―16
債務者　吉葉　眞祐
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２５年（フ）第１２６５５号**
東京都江戸川区東葛西２丁目18―20―205
債務者　黒澤　夕子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月21日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月21日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部